

「お伊勢さんプレミアム付商品券」発行事業実施要綱

1 事業の目的

市内の中小企業等の販売促進ならびに個人消費の喚起を高め、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 商品券の概要

- ・名称 お伊勢さんプレミアム付商品券
- ・発行者 伊勢商工会議所
- ・協力者 小俣町商工会
- ・発行総額 3億4,500万円（うちプレミアム15%分：4,500万円）
- ・販売総額 3億円
- ・発行内容 1冊17枚綴り（1,000円券×6枚、500円券×11枚 計11,500円分）の商品券を1万円で販売する。内訳は、1,000円券6枚を共通券、500円券11枚を中小規模店専用券とする。
 - (1) 共通券は大型店を含む全ての取扱店で使用可能とする。
 - (2) 中小規模店専用券は大型店を除く取扱店でのみ使用可能とする。
 - (3) 大型店とは、売場面積が1,000㎡を超える店舗及び中小企業基本法第2条で定める中小企業者以外が営む店舗と定義する。なお、市内に1店舗でも1,000㎡を超える店舗がある場合は大型店扱いとする。
 - (4) 中小企業者とは上記(3)以外の店舗とする。
 - (5) なお、判断し難い場合は申込内容など総合的に検討し、決定する。
 - (6) 共通券と中小規模店専用券とは、印刷の色を変え、表紙付の冊子として綴じ込み、これを1冊の単位とする。
- ・発行部数 3万冊
- ・購入限度 市民1人につき2冊（2万円）までとする。

3 商品券の引換期間

商品券の引換期間は、平成29年8月1日（火）～同年8月31日（木）とする。

4 商品券の利用期間

商品券の利用期間は、平成29年8月1日（火）～同年12月31日（日）とする。

5 商品券の販売方法等

- (1) 商品券の購入は、往復ハガキによる予約申込とし、予約申込期間は平成29年6月21日から7月14日（当日消印有効）とする。
- (2) 商品券の予約販売は、指定する販売窓口において、指定する期間内に、商品券引換券となる返信ハガキ並びに代金と引き換えのうえ販売する。
- (3) 予約の申込数が3万冊を超えた場合は、抽選により購入対象者を決定する。

6 商品券の制限事項

商品券の制限事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券の利用限度額は1人につき、2万3千円までとする。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 商品券の現金化、及び転売はできない。

- (4) 商品券額面に利用が満たない場合でも、つり銭は支払わない。
- (5) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (6) 有効期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (7) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者及び協力者はその責を負わない。

7 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) 土地及び家屋の購入代金。
- (4) 事業者間決済。
- (5) たばこ。(たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている)
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金。(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第7号、同項第8号及び同条第5項に該当する店舗への支払い。
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (10) その他、発行者が指定するもの。

8 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

伊勢市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営み、販売促進に取り組む事業者とし、以下に該当する事業者を除いたもので、伊勢市内の店舗等において商品券が使用できる事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第7号、同項第8号及び同条第5項に該当する事業者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ③反社会的勢力もしくはその関係者、及び関係事業者。
- ④「7 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

(2) 中小規模店と大型店の取り扱い

「2 商品券の概要 ・発行内容(3)~(5)」に記載のとおりとする。

(3) 登録料

本事業への登録料として、伊勢商工会議所・小俣町商工会・伊勢市商店街連合会の会員及び同非会員の事業所については、以下のとおり徴収する。

- ①中小規模店；会員1店舗毎に 1,000円 非会員1店舗毎に 10,000円
 - ②大型店；会員(1会員) 100,000円 非会員1店舗毎に 300,000円
- ※会員大型店で店舗が複数ある場合は残り1店舗毎に10,000円
※登録料の内、一部は中小規模店の販売促進として使用する。

(4) 登録方法

- ①本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、指定の「お伊勢さんプレミアム付商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、登録料を添えて、下記申請書の提出先に提出する。
- ②登録条件

換金手続き金融機関に口座を開設していること。

③申請期間

申請を受け付ける期間は、平成29年6月9日から順次受け付けるが、6月22日までは6月30日新聞折込チラシに記載する。

④申請書の提出先

伊勢商工会議所 電話0596-25-5155（伊勢市岩渕1丁目7番17号）
小俣町商工会 電話0596-22-3619（伊勢市小俣町本町3番地）

(5) 啓発品の提供

発行者は利用者の利便性と取扱店の判別を図るため、以下の啓発品を取扱店へ提供する。

①取扱店証 ②取扱店ステッカー ③のぼり など

9 商品券の換金手続きについて

(1)換金の流れ

①商品券取扱店は使用済み商品券裏面に住所及び店名を明記（スタンプ可）し、換金手続き金融機関へ換金受付書とともに提出する。

②換金手続き金融機関は、発行者名で取扱店指定の口座に入金する。

(2)換金手続き及び入金の日

①換金手続きは、平成29年8月1日（火）から平成30年1月19日（金）とする。

なお、最終の手続き日（平成30年1月19日）を過ぎると換金できないので、厳守すること。

②商品券取扱店から換金手続き金融機関への換金手続きは、金融機関の指定する日（お伊勢さんプレミアム付商品券取扱店証裏面参照）の当該窓口の営業時間内とする。

③換金手続き金融機関は、発行者名で契約書の定める日（各月15日、月末。土・日・祝日は翌営業日）に指定口座へ入金する。

10 取扱店の責務、登録取消について

(1)取扱店の責務

商品券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

①商品券使用の制限事項以外の取引において、商品券の受け取りを拒まないこと。

②制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。

③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。

④商品券を受け取った後、裏面の所定欄に取扱店名などを明記すること。（明記がない場合は、金融機関で換金手続きができません。）

⑤取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。

⑥商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。

⑦事業者間決済には使用しないこと。

⑧取扱店であることが明確になるよう、発行者が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。

⑨共通券並びに中小規模店専用券の2種類の商品券が流通することから、各店舗対象の商品券を取り扱うこと。なお、大型店で中小規模店専用券が使用された場合は、これを無効とする。

⑩商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを必ず確認すること。

⑪利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責

務とすること。

⑫その他、発行者がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(2)商品券取扱店の登録取消

発行者は、商品券取扱店の提出する取扱店登録申込書兼誓約書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害が発生した場合及び不正換金した場合には、発行者は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

11 アンケート等の実施について

発行者は事業の効果を検証するために、商品券の利用者並びに取扱店に対し、アンケートを実施するものとする。

○取扱方法と注意事項

1 取扱方法

- (1) 冊子から商品券を切り離す。
 - ・原則、商品券は利用時に切り離しとします。
 - ・大型店は、共通券（1,000円券）のみ利用できます。
 - ・中小規模店は、共通券（1,000円券）、中小規模店専用券（500円券）の両方が利用できます。
 - ・中小規模店では、共通券（1,000円券）、中小規模店専用券（500円券）のどちらかを何枚利用して支払うのか、お客様に良く確認してください。
- (2) 商品と引き換えた商品券の裏に住所・店名を記載（手書きまたはゴム印）
 - ・住所・店名の記載ない商品券は、金融機関で換金できません。
 - ・店名は、取扱店証に記載の店名と同じ名称にしてください。
 - ・社印や店主・対応者等の朱印は不要です。（押印しても構いません）

2 注意事項

- (1) 偽造防止について
 - ・商品券には、ホログラムの縦ラインが入っています。
また、通し番号が記載されており、同じ番号のものはありません。
※ 偽造が疑われる商品券があった場合は、伊勢商工会議所又は小俣町商工会へご連絡ください。
- (2) 汚損、破損した商品券について
 - ・汚損、破損の著しい商品券は、金融機関で換金できない場合があります。
伊勢商工会議所又は、小俣町商工会へ持って行きご相談くださいと、お伝えください。
 - 参考：次の条件をすべて満たしていれば利用できるものとする。
 - ア 通し番号が確認できること。
 - イ 券面の3分の2以上が残っていること。
 - ウ 表面の偽造防止ホログラムが残っていること。
- (3) 利用期間は、平成29年8月1日から平成29年12月31日までです。
利用期間外は、ご利用できません。
- (4) 商品の販売やサービスの提供等なしに、購入した商品券に取扱店舗の印を押して換金することはできません。

○換金方法と注意事項

1 取扱店証

- (1) 登録店名、換金金融機関、支店名、口座名義人を取扱店証に記入してください。
※登録店名は、混乱を避けるためチラシ掲載情報の名称と同じにしてください。
- (2) 商品券の換金手続きの際に必要ですので、大切に保管してください。
- (3) 換金手続きの際に、金融機関に提示してください。

2 換金方法

- (1) 商品券は、共通券と中小規模店専用券とに分けてください。
- (2) 換金受付書を、別紙「記入見本」を参考に記入してください。
- (3) 換金手続き期間に、手続きを行ってください。
換金手続き期間及び入金日は、各月 1～7 日の内平日（午前 9 時～午後 3 時）に受付けたものを同月 15 日、16～22 日の内平日（同時間）に受付けたものを同月月末に入金とします。
但し、入金日が平日でない場合は、翌平日とします。
※換金手続き期間や入金日は、取扱店証の裏面に記載してある換金予定をご覧ください。
※入金が入金予定日中に入金されますので、朝一番には入金されていない場合があります。
- (4) 手続きの際は、以下のものを取扱店証に記載の金融機関にご提出ください。
 - ・取扱店証
 - ・換金受付書
 - ・使用済み商品券
- (5) 換金受付書の控えは、保管してください。

3 注意事項

- (1) 汚損・破損の著しい商品券について
汚損・破損が著しい商品券は、金融機関で受付けてもらえない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 換金の手続きは、取扱店証に記載してある換金金融機関で行ってください。
- (3) 換金は、指定金融機関のみとなっておりますので、指定金融機関の通帳がない場合は、口座を開設してください。
また、換金は通帳の支店と同支店でお願いします。